住宅宿泊事業（民泊）の届出をされる方へ

（民泊制度運営システム）

届出するときは

（　）届出前に原則事前相談をしてください。（要予約）

（　）届出前に「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」を必ず確認してください。（https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/526/katsushikakuguideline.pdf）

（　）届出は、書類をすべて揃えてからおこなってください。

（　）届出書類に記入（入力）した内容に間違いがないことを確認してください。

（　）窓口に書類を持参する場合、来所日を予約してください。また、持参する場合も届出書の作成については、原則電子にてお願いいたします。作成の際は、右上の QR コードを是非ご利用ください。

（　）電子届出を行った場合、届出が完了した旨を保健所に連絡してください。

＜連絡先＞　葛飾区民泊・旅館業制度直通ダイヤル　03-6662-6570

届出後

（　）事業開始前に保健所職員が現地調査を実施し、標識の掲示、避難経路の表示、外国人宿泊者向けの各種案内及び非常用照明器具の設置等を確認します。

書類のチェックリスト

★１回目の確認が済んだら確認１の□に、２回目の確認が済んだら確認２の□にチェック☑を入れてください。

確認１	確認２	
□	□	住宅宿泊事業届出書（５枚セット）
□	□	誓約書（法人用　様式⑦、個人用　様式⑧）
□	□	住宅付近の見取り図
□	□	建物の外観写真
□	□	図面（以下の内容が書かれているもの） ★台所・浴室・便所・洗面の位置 ★届出書に記載した①居室②宿泊室③宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）のそれぞれの面積を記入し、①～③のエリアを蛍光ペン等で明示 ★非常用照明器具等、安全措置上必要な設備の位置
□	□	身分証明書←本籍地の役所で発行してもらうもの ★法人の場合、役員全員分 ★外国籍の場合、宣誓供述書等
□	□	住宅の登記事項証明書またはその照会番号及び発行年月日

【建物所有】　賃借人、転借人の場合は書類が必要です

□ 自己所有

□ 賃借人 ⟶	□	□	賃貸人の承諾書（使用貸借の場合は、貸主の承諾書） ↑民泊としての用途が記載されていれば、賃貸借契約書等でも可
□ 転借人 ⟶	□	□	賃貸人の承諾書
	□	□	転貸人の承諾書
	□	□	所有者・賃借人・転借人の関係がわかるもの ↑承諾書に明記されていれば不要

【届出方法】　電子申請の場合は、届出書と誓約書に電子署名が必要です

□　窓口届出　　★届出書の作成（送信）は電子で行い、添付書類を窓口にご持参ください。
確認１　確認２

□　電子届出　→　□　□　電子署名を行わない場合は、本人確認書類（運転免許証等）添付

【事業者】　個人（連名）、法人の場合は書類が必要です

□　個人

□　個人（連名）→　□　□　事業者同士の関係がわかる書類（住民票や賃貸借契約書等）

□　法人　→　□　□　定款又は寄附行為の写し

【家屋の種類ごとの書類】

★家屋は、以下のＡ～Ｃのいずれかである必要があります

Ａ：現に人の生活の本拠として使用されている家屋

Ｂ：入居者の募集が行われている家屋

Ｃ：随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

□　家屋Ａ　→　□　□　届出住宅に住民登録があるか（□住民票、□住基ネット確認依頼）

□　家屋Ｂ　→　□　□　入居者募集のチラシ等

□　家屋Ｃ　→　□　□　過去に住居として使用されていた証明書
（公共料金や日用品購入の領収書の写し等）

【管理方法】　外部に委託する場合は書類が必要です

□　自主管理（□家主居住、□隣接住宅）←事業者が法人の場合は不可

□　自分・自社に委託（事業者本人が住宅宿泊管理業者である場合）←届出書に登録年月日と登録番号を記入

□　外部に委託　→　□　□　管理受託契約書の写し

【分譲マンション等の場合】

□　□　専有部分の用途に関する規約の写し

★管理規約に住宅宿泊事業を営んでよい旨の記載がない場合は、

□　□　管理組合の意思の確認書または規約がない旨を確認した書類（様式④）

【ガイドライン関係】

□　□　用途地域等確認書（様式①）

□　□　事前周知内容記録書（ □ 周知に使用した文書を添付する）（様式②、参考様式）
★周知対象は住宅の敷地から 20m の範囲の家屋等
★対面による戸別訪問または説明会開催を強くお願いしています。
★周知に使用する配布資料には参考様式があります。

□　□　安全措置のチェックリスト（都または国様式）（様式③）

□　□　消防署の事前相談記録書（ □ 別紙を含む）（様式⑤）

□　□　清掃事務所（葛飾区高砂 1-1-1）の事前相談記録書（ □ 別紙を含む）（様式⑥）

（令和８年 11 月１日更新）